

広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十八日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第七条（防疫等作業従事職員の特殊勤務手当） （略） 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項及び第三項（第二号を除く。）に規定する感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症</p>	<p>第七条（防疫等作業従事職員の特殊勤務手当） （略） 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）以下「感染症法」という。）第六条第二項及び第三項（第一号を除く。）に規定する感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症</p>	<p>二・三（略） 2（略） 附則</p>	<p>二・三（略） 2（略） 附則</p>
<p>1—19（略）</p>	<p>1—19（併給禁止の適用除外） 防疫等作業に従事する職員が、第七条第一項第一号の規定により管理者が感染症法第六条第二項及び第三項（第二号を除く。）に規定する感染症に相当すると認める感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときは、第十五条第一項（第六条第一号の特殊勤務手当に限る。）の規定は適用しない。</p>	<p>20・21（略） イ・ロ（略） ハ（略）</p>	<p>21・22（略） イ・ロ（略） ハ（略）</p>
<p>別表第二（第三条関係） 等級別基準職務表 職務の級 （略） 三級 1 病院の副技師長又は医療技術専門員の職務 2 県立広島病院の栄養指導管理員の職務</p>	<p>別表第二（第三条関係） 等級別基準職務表 職務の級 （略） 三級 1 病院の医療技術専門員の職務 2 県立広島病院の副技師長又は栄養指導管理員の職務</p>		

(略)	(略)	(略)	(略)
五級	県立広島病院の薬剤科部長又は医療技術部長の職務	五級	県立広島病院の薬剤科部長の職務
二 (略)		二 (略)	
備考	(略)	備考	(略)

別表第六を次のように改める。

別表第六（第二十一条の二関係）

イ 医療職基本報酬額表(一)

号給	基本報酬の額 円
1	265,200
2	267,700
3	270,100
4	272,500
5	274,600
6	278,100
7	281,600
8	285,000
9	288,600
10	292,100
11	295,700
12	299,200
その他	396,200

備考 この表は、職務の区分が医療職である臨床研修医その他の短時間勤務会計年度任用職員で管理者が定めるものに適用する。

ロ 専門医療職基本報酬額表(一)

号給	基本報酬の額 円
1	347,100
2	350,100
3	352,900
4	355,800
5	358,300
6	361,300
7	364,300
8	367,100
9	369,200
10	371,700

11	374,400
12	376,900
13	379,600
14	383,000
15	386,000
16	389,300
17	392,300
18	394,900
19	397,300
20	399,800
21	402,400
22	404,400
23	406,000
24	407,600
25	409,300
26	411,500
27	413,600
28	415,600
29	417,700
30	419,800
31	421,400
32	423,100
33	425,000
その他	573,700

備考 この表は、職務の区分が専門医療職である医師及び歯科医師その他の短時間勤務会計年度任用職員で管理者が定めるものに適用する。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。